

2. 植栽基盤診断士認定委員会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、植栽基盤診断士資格制度規程（以下「規程」という。）第21条第2項による植栽基盤診断士認定委員会（以下「認定委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 認定委員会は、植栽基盤診断士資格制度（以下「診断士資格制度」という。）に関する重要事項を審議し、植栽基盤診断士認定試験（以下「認定試験」という。）及び植栽基盤診断士補研修会（以下「研修会」という。）を適正かつ公正に実施することを目的として設置する。

(組織及び委員の選任等)

第3条 認定委員会は、委員10名程度で組織する。

2 委員は、学識経験者及び（一社）日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）技術委員会委員で構成し、会長が選任し委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期内に委員が交代した場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に必要な助言を行うためオブザーバーを設置できる。

5 オブザーバーは、学識経験者等から会長が選任し、委嘱する。

6 オブザーバーの任期は、委員に準ずる。

(委員長)

第4条 認定委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、認定委員会の職務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職を代理する。

(委員の解任)

第5条 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合は、その委員を解任する。

(1) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(3) 委員から辞任の申し出があったとき

(認定委員会の職務)

第6条 認定委員会は、第2条の目的を達成するため、会長の諮問に応じ以下の職務を担う。

(1) 診断士資格制度の運営に関する重要事項の審議

(2) 認定試験の試験問題及び採点基準の審議並びに承認

(3) 研修会修了試験の試験問題及び採点基準の審議並びに承認

(4) 認定試験及び研修会修了試験の合否判定基準の審議、承認

(会議及び議決)

第7条 認定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

(事務局)

第8条 認定委員会に事務局を置く。

2 事務局の事務は、日造協本部事務局が行う。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、認定委員会の運営に関して必要な事項については、委員長が定める。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

2019年4月1日